

# 宮崎県総合評価落札方式（建設関連業務） 試行要領

平成21年11月24日

県土整備部技術企画課

## 第1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事に係る建設コンサルタント業務及び建築設計業務において試行する総合評価落札方式による条件付一般競争入札の手續について、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）及び条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日県土整備部管理課定め。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義等

この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

## 第3 対象業務

この要領の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、予定価格500万円以上で、落札者の決定に当たり技術力等を評価することが適当と判断される業務とする。

## 第4 落札者決定基準

価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）となる評価項目ごとの評価基準及び評価の方法は次のとおりとする。

### （1）評価基準

評価の視点及び評価項目ごとの評価基準及び配点は、総合評価落札方式評価基準（別添1、2）により対象業務ごとに、対象業務を発注する機関（以下「発注機関」という。）の長が、定めるものとする。

### （2）評価の方法

総合評価は、入札価格に基づいて算定した評価点（以下「価格評価点」という。）に、入札者の履行能力等の技術力から算定した評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点 = 80点×最低価格／入札価格

最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

技術評価点 = 20点×入札参加者の得点／得点の満点

## 第5 学識経験者の意見聴取

- 1 発注機関の長は、対象業務の落札者決定基準を定めようとするときは、対象業務ごとにあらかじめ宮崎県総合評価技術委員会（宮崎県総合評価落札方式試行要領（平成18年10月20日定め）第5の規定により設置されたものをいう。）において、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 2 発注機関の長は、第1項の規定による意見の聴取において、必要があるとの意見が述べられた場合には、当該対象業務の落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴くものとする。

## 第6 対象業務の落札者決定基準の決定

対象業務の落札者決定基準は、技術審査会の審査を経た後、実施要領第22に規定する入札参加資格審査会の審査を経て決定するものとする。

## 第7 入札公告

- 1 入札公告は、発注機関において次に掲げる事項を、評価項目にヒアリングを含まない建設コンサルタント業務にあつては別添3により、評価項目にヒアリングを含む建設コンサルタント業務又は建築設計業務にあつては別添4により、宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載することにより行うものとする。なお、条件付一般競争入札（総合評価落札方式（業務））公告共通事項書（別添5）及び総合評価落札方式評価基準（別添1、2）についても掲載するものとする。

（1）総合評価落札方式を適用する旨

（2）落札者決定基準

① 評価項目ごとの評価基準及び配点

② 評価の方法

- 2 前項の公告は、それぞれ次に掲げる日までに行うものとする。

（1）建設コンサルタント業務（評価項目にヒアリングを含むものを除く。）

開札日の前日から起算して10日前

（2）建設コンサルタント業務（評価項目にヒアリングを含むもの。）及び建築設計業務

開札日の前日から起算して15日前

## 第8 最低制限価格の設定

この要領による入札においては、最低制限価格を設けるものとする。

## 第9 入札説明書等の閲覧等

入札説明書等の閲覧は、実施要領第11による。この場合において「条件付一般競争入札公告共通事項書」とあるのは「条件付一般競争入札（総合評価落札方式（業務））公告共通事項書及び総合評価落札方式（建設コンサルタント業務又は建築設計業務）評価基準」と読み替えるものとする。

## 第10 技術申請書の提出

1 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる日までに入札公告において設定した評価基準に係る技術提案等の関係資料（別記様式第1号から第5号まで。以下「技術申請書」という。）を提出しなければならない。

（1）建設コンサルタント業務（評価項目にヒアリングを含むものを除く。）

開札日の前日から起算して5日前

（2）建設コンサルタント業務（評価項目にヒアリングを含むもの。）及び建築設計業務

開札日の前日から起算して7日前

2 技術申請書は、郵送（一般書留など配達記録が確認できるものに限る。）又は持参により発注機関へ提出するものとする。

3 提出期限までに技術申請書の提出がない者は、当該入札に参加することができない。

## 第11 技術申請書等に関する質問

1 技術申請書に関する質問は、公告日から技術申請書の提出期限の前日から起算して3日前まで発注機関において電子メールで受け付けるものとする。

2 質問に対する回答は、入札情報サービスに掲載することにより行うものとする。

3 入札説明書に関する質問等、技術申請書以外に関する質問は、実施要領第12に定めるところによる。

## 第12 ヒアリングの実施

1 発注機関の長は、評価項目にヒアリングを含むときは、開札日の前々日までにヒアリングを行うものとする。なお、ヒアリングは電話により行うことができる。

2 発注機関の長は、ヒアリングを行う者に対して、電話によりヒアリングを行う場合を除き、ヒアリングの場所、日時等を通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた者がヒアリングを受けなかった場合は、当該入札に参加することができない。

#### 第13 技術申請書の作成費用の負担等

- 1 技術申請書の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- 2 提出された技術申請書は、資格確認及び評価以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出された技術申請書は、返却しないものとする。
- 4 提出期限日以降における技術申請書の修正及び再提出は、発注機関の長が指示した場合を除き、認めないものとする。

#### 第14 技術申請書等の評価

発注機関の長は、開札日の前日までにヒアリングを実施する場合においては、技術申請書等に係る審査及び評価を行うものとし、ヒアリングを実施しない場合においては、提出された技術申請書に基づき評価のみを行うものとする。

#### 第15 落札者の決定方法

- 1 開札の結果、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。
- 2 前項の場合において評価値の最も高い者が2者以上いる場合にあっては、当該評価値の者（以下「同評価値入札者」という。）による宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成17年12月1日県土整備部管理課定め。以下「電子入札要領」という。）第19条に規定するくじで落札候補者を決定するものとする。
- 3 発注機関の長は、落札候補者について入札参加資格に係る審査及びヒアリングを実施しないものにあつては技術申請書に係る審査を行った上で、落札者の決定を行うものとする。
- 4 落札者の決定に当たっては、実施要領第15から第18までを準用する。この場合において、実施要領第18中「同価入札者」とあるのは「同評価値入札者」と読み替えるものとする。

#### 第16 再度の入札

発注機関の長は、初回の入札に係る開札の結果、落札者となるべき者がいなかったとき（落札候補者となった者の資格確認の結果、当該落札候補者に入札参加資格がなく、他に落札候補者となるべきものがなかった場合を含む。）は、実施要領第14の2の規定を準用する。ただし、随意契約はできない。

## 第17 評価結果の公表

発注機関の長は、建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する公表要領（平成19年4月1日県土整備部管理課定め）第4に定める事項のほか、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 1 開札後速やかに、入札参加者に対し次に掲げる事項を公表するものとする。
  - ア 入札者の名称
  - イ 入札者の評価の視点ごとの得点
  - ウ 入札者の技術評価点
- 2 落札者決定後速やかに、次に掲げる事項を入札情報サービスに公表するものとする。
  - ア 落札者及び入札者の名称
  - イ 落札者及び入札者の入札金額
  - ウ 落札者及び入札者の価格評価点
  - エ 落札者及び入札者の評価の視点ごとの得点
  - オ 落札者及び入札者の技術評価点
  - カ 落札者及び入札者の評価値
  - キ 総合評価落札方式を適用した理由

## 第18 技術評価点についての説明

- 1 技術申請書を提出した者のうち技術評価点に疑義がある者は、第17第1項に規定する技術評価点の公表を行った翌日から起算して3日以内に、発注機関の長に対して別記様式第6-3号により技術評価点の内訳の開示を求めることができる。
- 2 発注機関の長は、前項に規定する書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に別記様式第6-4号により回答するものとする。

## 第19 落札者として選定されなかった理由の説明

- 1 技術申請書を提出し、落札者とならなかった者のうち不服がある者は、落札者決定の公表を行った翌日から起算して5日以内に、発注機関の長に対して書面により落札者とならなかった理由についての説明を求めることができる。
- 2 発注機関の長は、前項の規定による説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

## 第20 その他

この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この要領は、平成21年11月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。